

令和2年度 自治会長の紹介

問 政策推進課 本 6階 TEL (23) 8715

自治会長(区長)は、市民と市を結ぶ市政事務嘱託員として広報おたわらなどの配布、地域の問題解決などに
ご尽力いただいています。自治会に加入し、住みよい地域づくりにご協力ください。(敬称略)

地区	自治会名	氏名
大田原地区	大久保町	福島 初夫
	寺町	野田 力
	上町	鈴木 隆一
	荒町	木村 日出夫
	仲町	植田 勝
	下町	榎本 正之
	大手	松本 寿広
	栄町	小野寺 尚武
	清水町	佐藤 昌俊
	元町	伊藤 文彦
	七軒町	三浦 茂子
	旭町	小倉 喜之
	新屋敷	藤木 裕
	新道	渡邊 伸一
	川下刈切平林	小池 清一
	小泉	河原 正明
	浅野	田村 正幸
	神明町	石井 良幸
	西原	齋藤 憲二
	原町	木下 格太郎
	深川	渡邊 教道
	成田町	古森 孝雄
	沼の袋	磯 親芳
	紫塚	金房 信雄
	富士見ハイツ	平山 文夫
	経塚	山岡 修二
	赤堀西	室井 敏雄
	富士見	木下 文雄
	富士山下	竹村 正一
	赤堀東	鶴巢 隆美
	若草	益子 肇
	若葉	矢吹 久美
	加治屋	瀧川 昌之
実取団地	高久 直樹	
大和久	伊澤 春夫	
雇用促進住宅	金谷 毅	
紫塚ニュータウン	佐藤 重敏	
富士見ニュータウン	藤田 桂太郎	
新富ニュータウン	光本 茂	
富士見中央	菊地 建二	
川下刈切	櫻岡 義次	
若草ニュータウン	齊藤 綾	
金田地区	中田原	片岡 光臣
	河原	倉田 功
	上深田	松田 民司
	町島	藤倉 勉
	荒井	相田 孝
	岡	渡邊 利夫
	今泉	塚原 俊男
	戸野内	人見 隆弘
	富池	印南 行雄
	市野沢	渡邊 敏
	練貫	後藤 豊明
	羽田	星野 芳典
	乙連沢	紙本 一富
	小滝	植木 武

地区	自治会名	氏名	
金田地区	練貫ニュータウン	小田倉 明夫	
	小滝苑	折橋 昇	
	明宿	五十嵐 孝夫	
	荒屋敷	齋藤 博敏	
	北金丸	新江 俊弘	
	南金丸	熊田 雅勝	
	南金丸南部	大武 昇	
	上奥沢	熊田 正司	
	奥沢	神立 誠一	
	鹿畑	永山 一美	
	倉骨	村田 明夫	
	赤瀬北大和久	青木 六郎	
	親園地区	親園北区	國井 完一
		親園南区	池沢 保人
		実取	永山 正幸
滝沢		高橋 光浩	
滝岡		平山 嘉道	
花園		塚本 伸男	
宇田川		吉成 芳夫	
荻野目		野中 正三	
宇田川ニュータウン		柏木 將志	
五本木		植木 重治	
野崎地区		上石上	小野崎 淳
		下石上	矢板 康徳
		野崎	中世古 一幸
		野崎東町	河野 順一
		上薄葉	相澤 友章
	薄葉団地	青木 研一郎	
	薄葉第2団地	筒井 雅治	
	中薄葉	高田 裕	
	平沢	市場 昌隆	
	薄葉第3団地	野口 正	
	野崎ニュータウン	山本 浩	
	佐久山地区	岩井町	尾引 保仁
		桜町	南須原 輝夫
		上町	前田 文久
		仲町	薄井 信善
下町		齋藤 光市	
荒町		本多 房雄	
新町		吉田 延生	
松原		滝田 一郎	
大沢		前田 利家	
平山		松本 時男	
佐久山南部		玉谷 豊	
藤沢		菊地 満	
琵琶池		前野 剛	
大神		渡邊 良一	
大神南部		石崎 幸男	
福原	廣瀬 清隆		
福原南部	白井 慶二		
湯津上地区	狭原	高久 守	
	小船渡	花塚 洋治	
	湯津上(上)	竹熊 良一	
	湯津上(下)	磯 則之	
	佐良土(二輪・銀内)	小林 松男	
	佐良土(仲宿・古宿・田宿)	石沢 進	

地区	自治会名	氏名
湯津上地区	佐良土西	森田 幸男
	蛭畑	小町 隆義
	蛭田	蜂巣 耕平
	品川	野崎 隆志
	新宿	三橋 保男
	片府田	鈴木 義一
	中の原	引地 文男
	黒羽田町	齋藤 光晴
	前田2区	増田 幸一
	前田3区	佐藤 富夫
黒羽地区	堀之内	稲野 正文
	北区	渡邊 栄寿
	南区東	益子 久夫
	南区西	和知 正夫
	八塩	和地 要
	北滝	阿見 芳
	片田	植竹 茂
	亀久	吉成 信一
	矢倉	福島 二三男
	築地	朝野 久
川西地区	奥沢	小野崎 隆
	上町	伊藤 明男
	下町1区	星 孝
	下町2区	郡司 英俊
	大豆田	飯島 進
	余瀬	阿久津 義男
	蜂巣	郡司 敏勝
	篠原	小林 一郎
	桧木沢	藤田 和寿
	桧木沢サイプレス	笠井 正佳
	寒井南部	増子 和典
	寒井本郷	中村 新一
	寒井北部	渡邊 誠市
	寒井西部	池田 潤
	両郷地区	中野内上
中野内下		菊池 耕一
河原上		小河原 一美
河原下		國井 天
両郷		藤田 栄
寺宿		鈴木 義彦
木佐美		田代 一典
大久保		益子 幸一
久野又		益子 祐壽
大輪上		大森 清五
大輪下	中村 孝	
須賀川地区	川田	大塚 和男
	須佐木上	菊地 一男
	須佐木中	松浦 榮藏
	須佐木下	菊池 政秋
	須賀川上	平久江 徳昭
	須賀川中	伊坂 永夫
	須賀川下	嘉藤 孝男
	雲岩寺	鶴岡 利二
	露久保	益子 伸夫
	川上	益子 充夫
	南方1区	佐藤 輝治
	南方2区	鈴木 正一

令和2年度 大田原市職員採用試験

●職種・募集人員

- ①一般事務 5名程度
- ②一般事務(身体障がい者対象) 1名程度
- ③土木技師 1名程度

●受験資格

- ①一般事務:平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方で、高等学校卒業又は同程度以上の学力を有する方(令和3年3月31日までに卒業見込の方を含む)
- ②一般事務(身体障がい者対象):次のすべての要件を満たす方
 - ▶昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方で、高等学校卒業又は同程度以上の学力を有する方(令和3年3月31日までに卒業見込の方を含む)
 - ▶身体障害者福祉法の別表に掲げる身体上の障害により、身体障害者手帳の交付を受けている方
- ③土木技師:昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方で、高等学校の土木関係学科卒業または同程度以上の学力を有する方(令和3年3月31日までに卒業見込の方を含む)

●受験資格のない方…次のいずれかに該当する方

- ▶日本国籍を有しない方
- ▶禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方
- ▶日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方

問申 総務課人事係
〒324-8641 大田原市本町1-4-1
TEL(23)8702
https://www.city.ohawara.tochigi.jp/

●試験の期日・場所・内容

▶一次試験

日時:9月20日⑩ 午前9時10分~正午
場所:国際医療福祉大学
(大田原市北金丸2600-1)
試験内容:教養試験(高等学校卒業程度)
性格診断検査

▶二次試験

日時:10月中旬~下旬の予定
試験内容:記述試験・グループワーク・口述試験

●合格発表予定

▶一次試験:10月上旬▶最終合格発表:11月上旬

●採用予定…令和3年4月1日

●試験要領・申込書など…総務課人事係(本庁舎6階)、湯津上支所、黒羽支所で配布します。
※市ホームページからも申請書のダウンロード、または採用申込フォームからの申請が可能です。

●試験申込の受付期間

【窓口受付】7月1日⑩~31日⑩
平日午前8時30分~午後5時15分
【郵送】7月31日⑩までの消印有効。

【市ホームページ】

7月31日⑩午後5時15分までの受信有効。

●試験申込の受付場所…総務課人事係(本庁舎6階)

※湯津上支所、黒羽支所では受け付けません。
※詳細は、市ホームページまたは「令和2年度大田原市職員採用試験要領」をご確認ください。

申込受付を開始します

与一の郷ごころ便

市内で生産される新鮮な農産物を、懐かしい方やお世話になった方に贈ってみませんか。

●受付開始…6月10日⑩から

●数量…350個(先着順)

●予定農産物…米、三五八床、きゅうり、玉ねぎ、白美人ねぎ、ニラ、トマト、茄子、アスパラガス、とうもろこし、味噌、じゃがいも、葉生姜、ブルーベリージャム、ミニトマトの15品目

※品目が変更になることもあります。

●価格…1個5,000円(送料、税込み)

●発送予定日…7月10日⑩

●申込方法…下記窓口、市役所、市各施設、市内のJA各支店の窓口などに備えてある申込書に必要事項を記入の上、次のいずれかの方法で申し込み。

【現金払い】申込書とともに下記へ直接ご持参。

【振込払い】申込書を郵送またはFAXで下記へ送付。代金は指定口座へ振込。

問申(公財)大田原市農業公社 〒324-0041 大田原市本町1-3-3 TEL(23)4834 FAX(23)4857



春の叙勲

春の叙勲が発表され、本市では次の方々が受章されました。おめでとうございます。

＊旭日双光章（地方自治功労）

いのうえ まさとし
井上 雅敏 氏

元大田原市議会副議長

＊瑞宝小綬章（地方自治功労）

ときす たかみ
鴫巣 隆美 氏

元栃木県生活環境部長

＊瑞宝単光章（調停委員功労）

おのだ のりこ
小野田 倫子 氏

元調停委員

※掲載を辞退された方は、掲載しておりません。

年金を受給している65歳以上の方の市民税・県民税特別徴収制度

税務課 本2階 田(23)8725

令和2年4月1日現在、65歳以上の方で、年金の所得に対して市民税・県民税が課税される場合、年金からの特別徴収制度（年金支給額から市民税・県民税を天引きして納付する制度）により、市民税・県民税を納付していただくことになります。この制度は年金受給者の納税の利便性の向上を目的に導入された制度です。

なお、この制度はあくまで徴収方法を変更するものであり、市民税・県民税の計算方法が変更になったわけではありません。

●特別徴収の対象者…▶前年中に公的年金の支払いを受けかつ4月1日に公的年金などの支払いを受けている方▶4月1日現在65歳以上の方▶遺族年金、障害者年金以外の老齢基礎年金などの支給年額が18万円以上の方▶介護保険の保険料が年金から特別徴収（天引き）されている方

●特別徴収の対象となる年金…老齢または退職を支給事由とする公的年金

●特別徴収される税額…公的年金所得にかかる所得割額と均等割額

※給与所得や農業所得などの公的年金以外の所得がある場合は、その分にかかる税額は除かれます。

●税額などの通知…年金から特別徴収される金額は、送付される「令和2年度 市民税・県民税税額決定・納税通知書」に記載がありますので、ご確認ください。

※年金からの特別徴収が停止され、市民税・県民税の未納額が生じた場合は普通徴収に切り替わり、市から納付書が送付されます。お手元に届きました納付書で納付をお願いします。

○特別徴収開始1年目の方（昭和29年4月2日から昭和30年4月1日生まれの方）

年金の前半と後半で徴収方法が異なります。

▶前半：年金にかかる年税額の半分の金額を2回に分け、6・8月に普通徴収（市役所または金融機関などで納付書により納める方法）により納付。

▶後半：残った年税額を3回に分け、10・12・2月に支給される公的年金から特別徴収。

（例）公的年金所得にかかる年税額が60,000円の場合

期別・支給月 納付額・徴収額	1期（6月） 15,000円		2期（8月） 15,000円		公的年金 10月支給分 10,000円	公的年金 12月支給分 10,000円	公的年金 2月支給分 10,000円
	年税額の $\frac{1}{2}$		年税額の $\frac{1}{2}$		年税額の $\frac{1}{3}$	年税額の $\frac{1}{3}$	年税額の $\frac{1}{3}$
	年税額の $\frac{2}{2}$ の1				年税額の $\frac{2}{2}$ の1		

○特別徴収2年目以降の方（昭和29年4月1日以前生まれの方）

年6回の公的年金等支給時に特別徴収となりますが、前半の3回は仮特別徴収税額の徴収となります。

▶前半：前年度の特別徴収税額（年税額）の $\frac{2}{2}$ の1に相当する額を3回に分け、4、6、8月に支給される公的年金から特別徴収。

▶後半：本年度分の年税額から仮特別徴収税額を差し引いた残りの税額を3回に分け、10・12・2月に支給される公的年金から特別徴収。

（例）公的年金所得にかかる年税額が63,000円の場合

年金支給月 徴収額	4月 10,000円	6月 10,000円	8月 10,000円	10月 11,000円	12月 11,000円	2月 11,000円
	前年度の年税額の半分の額を3回で徴収 ※前年度の年税額が60,000円の場合			年税額－仮特別徴収税額＝10月以降の徴収額 63,000円－30,000円＝33,000円⇒3回で徴収		